

M & Aで狙われる地銀

今

年四月、日本中を熱気に包んだあの「ホリエモン騒動」が「和解」という形で決着した後、ある投資ファンドを主宰する友人から、こんな話を聞いた。

ライブドアが株式買い占め対象としたのはメディア企業（ニッポン放送）だったが、M & Aの次の標的は金融サービス業、とりわけ地銀、第二地銀になるだろう。銀行業は規制緩和で今後大きく生まれ変わり、経営のやり方次第で高収益のサービス業となるので、今が買収のチャンス だという。

日本の銀行業は二〇〇五年三月期決算で懸案の不良債権処理を終えて、金融庁が打ち出した「金融改革プログラム」に沿って、新たな飛躍を目標そうとしている。ただ、地域銀行については、地方経済の低迷などで主力の貸し出しが伸びず、どこも業績はいまひとつというのが現状だ。

しかし、M & Aを仕掛けたい投資ファンドやノンバンクグループなどによ

れば、地域銀行は確かに「玉石混交」だが、一部の銀行は、（一）土地、株式などの含み資産が豊富、（二）規制緩和によって、今後は多様な金融サービスを地域で独自に展開できる、（三）将来、民営化された「郵貯銀行」との資本提携も考えられ、飛躍の余地が大きい と分析する。

そして、それらの銀行の株価はせいぜい二〇〇〜五〇〇円（額面五〇円）程度、買収のハードルとなる時価総額は数千億円（実際の買収資金はその一部で済む）にも達しない。時価総額の大きいメガバンクは別にして、財務内容の優良な一部の地域銀行は、現在の株価からみて「格好の狙い目」というわけだ。

では、そうした銀行に対して、特定の企業や外資系ファンドがTOB（株式公開買い付け）をかけたら一体どうなるのか。また、ホリエモン流の巧妙な市場経由の株買い占めは許されるのだろうか。

結論から言えば、株式の取得は自由だが、仮に過半数の株式を取得しても、直ちに銀行業への参入が可能かといえばそうとは限らない。銀行業の場合、「銀行法」によるさまざまな規制があるためだ。

銀行法では、銀行の議決権株式二〇%以上を保有する株主を「主要株主」と位置づけ、事前にその適格性を審査する「事前認可制」がとられている（銀行法五二条）。だから、例えば、銀行の経営支配を目的にTOBで二〇%以上の株式を取得しようとするれば、事前に金融庁の認可を受けなければならない。

さらに、主要株主の適格性は、財務の健全性、株式所有の目的、社会的信用の有無などで判定され、いったん認可を受けた後でも不適合と認定されれば認可取り消しもある。ただし、内外無差別の原則から、外資による株式取得については、特別の排除規定はない。

銀行業が免許事業である以上、「二〇%ルール」と事前認可制はやむを得ない面もあるが、問題は適格性審査の基準が曖昧なこと。とりわけ、株式取得者の「社会的信用」という基準は、時代変化とともにどうしても解釈できるからややこしい。

例えば、ノンバンクの消費者金融会社は、豊富な内部資金を持ち、地銀の一つや二つはキャッシュで買収できる実力を蓄えている。だが、今の金融当局が二〇%以上の銀行株

の取得をあっさり認めるだろうか。外資系ファンドにしても、国策に沿わない場合は実質的に拒否される懸念もある。

要するに、銀行は外部勢力のM & A攻勢からしっかり守られているのだが、それはあくまで当局の裁量的権限に委ねられている部分が大いといふことだ。

今年六月末の株主総会に向けて、敵対的買収に対するさまざまな防衛策を導入する企業が増えた。理不尽な買収や株の買い占めに対抗するのは当然だが、といって過剰な防衛策は「経営者の保身」につながる危険性もある。

次のM & Aの対象に地銀が狙われているという事実は、地域銀行の経営者たちが本当に企業価値拡大に真剣に努力しているかを外部の人たちが疑っていることを意味する。

「金融改革」が佳境に入った今、銀行法の規制に守られて、何事も金融当局のプランや計画に沿った経営しかできないようなら、地方銀行がTOBの対象になる日はそう遠くはない。

萩原慎一郎

株式会社時事通信社 解説委員

